

東日本大震災で被災された 2015 年度入学志願者の皆様へ

早稲田大学

東日本大震災により被災された 2015 年度入学志願者に対する 入学検定料、入学金、学費等減免制度について

東日本大震災※で被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

早稲田大学では、各学部、各研究科、高等学院（中学部含む）、本庄高等学院、芸術学校の入学志願者の皆様に勉学の機会をできる限り保障するため、被災の程度により入学検定料、入学金、学費等の減免制度を用意しております。

入学志願者のうち学費負担者（主たる家計支持者）が、原則として災害救助法適用地域において、震災による人的ないしは物的被害を受けた方で、早稲田大学への入学の意思があり、かつ入学検定料、入学金、学費等の減免を希望する場合は、下記の要領で手続きをしてください。

※「東日本大震災」とは、2011 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震およびこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害をいう。

減免制度の適用は、審査により決定いたしますので、被災の程度によっては減免を受けられないことがあります。

記

【対象者】

2015 年度早稲田大学入学試験の志願者のうち、学費負担者（主たる家計支持者）が、原則として災害救助法適用地域において震災による人的ないしは物的被害を受けた方で、早稲田大学への入学の意思があり、かつ入学検定料、入学金、学費等の減免を希望する方。

※入試種別は問いません。但し科目等履修生等の志願者は除きます。

※災害救助法適用地域外でも東日本大震災により物的・人的被害を受けられた方については申請を受け付けます。

※2015 年度 9 月入学志願者も対象になります。

【被災の程度による学費等の減免基準】

本制度の適用は「被災による収入状況の変化」と「家宅等の被災状況」により決まります。

1 年間の学費等免除

- ① 学費負担者（主たる家計支持者）が、東日本大震災等により死亡または失職状態が続いている場合
- ② 学費負担者（主たる家計支持者）の年収が、2010年度の年収と比較し激減し、かつ家宅等の被災状況が全壊の場合
- ③ 学費負担者（主たる家計支持者）の年収が、2010年度の年収と比較し激減し、かつ学費負担者（主たる家計支持者）が東京電力福島第一原子力発電所の事故発生当時に避難指示区域（2014 年7月1日時点）に居住していた場合

半期分の学費等免除

- ① 学費負担者（主たる家計支持者）が東京電力福島第一原子力発電所の事故発生当時に避難指示区域（2014年7月1日時点）に居住していた場合

【提出書類】(①～③は必須。④は収入に変化があった場合、⑤⑥については必要に応じて提出をお願いします。)

①「災害等による入学検定料、入学金、学費等減免申請書」(所定様式)

※所定の用紙を用い、必要事項を漏れなく記入してください。(記入例を参照してください。)

家宅等被災状況については、「罹災証明書」の記載内容に従って記入してください。

②市区町村発行の「罹災証明書」

※罹災状況の区分(全壊、半壊、一部損壊)が明記された市区町村発行の証明書を提出してください。

③志願者および学費負担者(主たる家計支持者)の「住民票」の写し

(世帯全員が記載されたもの。本籍の記載は不要。)

※震災当時に罹災証明書に記載されている住所に居住していたことが確認できる住民票を提出してください。

【収入状況に変化があった場合に提出する書類】※収入に変化がない場合は、提出不要。

④学費負担者(主たる家計支持者)の収入の状況が分かる資料

◆会社員の方など給与明細が発行されている場合((1)・(2)とも提出してください)

(1)給与明細の写し(2010年1月から12月支給分および2013年1月から12月支給分)

(2)源泉徴収票または確定申告書の写し

(2010年(平成22年)分、2013年(平成25年)分収入・所得の種類・内訳と金額が記載されたもの)

◆自営業の方など給与明細が発行されていない場合((1)・(2)とも提出してください)

(1)売上げ等収入状況が明記された書類

(2010年1月～2010年12月および2013年1月～2013年12月の売上げ等収入状況が明記された書類

【例】通帳の写し、取引先からの支払明細、売上台帳等)

(2)確定申告書(写)

2010年(平成22年)分、2013年(平成25年)分収入・所得の種類・内訳と金額が記載されたもの

⑤「戸籍抄本」

※学費負担者(主たる家計支持者)が被災により死亡した場合、その旨を「災害等による入学検定料、入学金、学費等減免申請書」の被災申告欄に記入し、戸籍抄本を提出してください。

⑥「診断書」

※学費負担者(主たる家計支持者)が被災により重傷を負った場合のみ必要です。医師が作成したもので、傷害の状況、全治に要する期間、後遺障害の有無等について記載されたものを提出してください。

<送付先> 〒169-8050 東京都新宿区西早稲田 1-6-1

早稲田大学入学センター入学検定料等減免係

<提出期限> 2015年3月18日(水)消印有効

※お支払済みの入学検定料の取扱いについて

本学の審査により入学検定料、入学金、学費等減免が決定した場合には、お支払済みの入学検定料は返金させていただきます。

※申請にあたってご不明な点がございましたら、入学センターまでお問合せください。

以 上

お問い合わせ先 早稲田大学入学センター

電 話 : 03-3203-4331

e-mail : nyusi@list.waseda.jp